

**一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部  
主催、共催、後援、協力及び協賛に関する規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、京丹後市観光公社（以下「観光公社」という。）が行う主催、共催、後援、協力及び協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント等 行催事、講演会、シンポジウム、セミナー等の事業をいう。
- (2) 会員 観光公社の正会員又は賛助会員をいう。
- (3) 主催 観光公社がイベント等の開催の主体となり、その責任において、当該イベント等を企画、運営及び実施することをいう。
- (4) 共催 観光公社が事業計画、予算又は理事会の決議等に基づき、他の団体等（観光公社以外の団体、組織、法人等をいう。以下同じ。）と複数でイベント等の主体となり、それらの責任において、共同で当該イベント等を企画、運営及び実施することをいう。
- (5) 後援 他の団体等が開催の主体となるイベント等に対し、観光公社がその趣旨に賛同し、及び支援することをいい、かつ、観光公社が当該イベント等の実施に係る経費及び責任の負担をせず、観光公社の名義又は名称を使用させることをいう。
- (6) 協力 他の団体等が開催の主体となるイベント等に対し、観光公社がその趣旨に賛同し、及び支援することをいい、かつ、観光公社が当該イベント等の実施に係る経費及び責任の負担をせず、観光公社の所有物（施設、人員、設備、備品、機能等をいう。）を有償又は無償で提供することをいう。
- (7) 協賛 観光公社の自主財源等を会員に還元することにより、観光公社と会員との良好な関係の構築と発展に資するため、会員が開催の主体となるイベント等に対し、観光公社がその趣旨に賛同し、及び支援することをいい、かつ、観光公社が当該イベント等の実施に係る責任を負わず、当該イベント等に対し、別表に定めるところにより、金銭的な支援をすること（資金援助、スポンサー契約等をいう。）をいう。

(主催及び共催の実施基準)

第3条 主催及び共催の実施基準は、観光公社の事業計画若しくは予算に掲げているイベント等であること、又は理事会が特に認めたイベント等であることとする。

(後援、協力及び協賛の承認基準)

第4条 後援、協力及び協賛の承認基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 後援又は協力 次のアからウまでのいずれかに該当すること。
  - ア 観光公社の規程等（一般社団法人京都府北部連携都市圏振興社京丹後地域本部規程その他観光公社が制定する規程、規約、要綱等をいう。）及び事業計画等の内容に則しているイベント等であること。
  - イ 観光誘客、観光地域づくり、観光人材の育成その他本市の観光振興、地域活性化等につながると思われるイベント等であること。
  - ウ 理事会が特に認めたイベント等であること。
- (2) 協賛 次のアからエまでのすべてに該当すること。
  - ア 前号の承認基準に該当するイベント等であること。
  - イ 当該他の団体等が観光公社の会員であること、又は会員に加入する見込みであること。
  - ウ 当該他の団体等が定款又はこれに代わる会則を有していること。
  - エ 当該他の団体等がホームページ、機関誌等により、活動内容を公開していること。

(後援、協力及び協賛の不承認基準)

第5条 観光公社は、次の各号に該当するイベント等に対しては、後援、協力又は協賛をしない。

- (1) 前条の承認基準を満たさないもの
- (2) 観光公社の支部から、助成金、協力金、補助金その他の金品を受けていないもの
- (3) 専ら営利を目的とするもの
- (4) 政治的目的を有するもの
- (5) 宗教的目的を有するもの
- (6) 個人的な主催目的のもの
- (7) 主催団体等の構成員の親睦を目的とするもの
- (8) その他理事会が特に不相当と認めたもの

(後援、協力及び協賛の申請手続き)

第6条 観光公社の後援又は協力を申請しようとするものは、後援（名義使用）・協力承認申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、イベント等の実施日の30日前までに、観光公社に提出しなければならない。

2 観光公社の協賛を申請しようとするものは、協賛承認申請書（様式第2号）に関係書類を添付し、イベント等の開催日の30日前までに、観光公社に提出しなければならない。

(承認通知)

第7条 観光公社は、前条の申請を承認したときは、後援（名義使用）・協力（不）承認決定通知書（様式第3号）又は協賛（不）承認決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に対し速やかに通知するものとする。

(イベント等の中止等の届出)

第8条 申請者は、前条の承認通知を受けた後に、イベント等の中止、延期又は内容変更等があった場合は、任意の様式により、観光公社にその旨を速やかに届け出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 観光公社は、後援、協力及び協賛に当たり、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第4条の承認基準に具備しなくなったとき。
- (3) 第5条の不承認基準に該当したとき。
- (4) 観光公社の職員の指示に従わないとき。

(実績報告書等の提出)

第10条 申請者は、当該イベント等が終了したときは、速やかに、後援（名義使用）・協力・協賛実績報告書（様式第5号）を観光公社に提出しなければならない。ただし、協賛の場合においては、収支決算書の提出を求めることがある。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会で協議して地域本部長が別に定める。

附 則（令和4年7月13日制定 令和4年第3回理事会）

この規程は、令和4年7月13日から施行する。

別表（第2条関係）

イベント等の内容	協賛金の額
(1) 行催事（観光祭、花火大会、観光マルシェ、地域イベント等）	1万円（ただし、特別な規模等の場合は、理事会で定める額）
(2) 講演会、シンポジウム、セミナー等	個別に、三役会（ただし、必要なときは、理事会）で定める額

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社  
 京丹後地域本部（京丹後市観光公社）  
 地域本部長（理事長） 様

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	印
	連絡先（電話）	— —

後援（名義使用）・協力承認申請書

（どちらかを○で囲む）

次の事業（イベント等）について、後援・協力の承認を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

事業名			
主催者名			
開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分	から	年 月 日 午前・午後 時 分 まで
開催場所			
事業目的			
事業概要			
参加予定団体 （他共催、後援等 団体）			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料（                      円） <input type="checkbox"/> 無料	入場（来場） 予定者数	人
後援の 申請内容 （□にチェック）	<input type="checkbox"/> ポスター、チラシへの名義使用（別添のとおり） <input type="checkbox"/> WEB ページ、SNS への名義使用（別添 URL 等のとおり） <input type="checkbox"/>		
協力の 申請内容 （□にチェック）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社  
 京丹後地域本部（京丹後市観光公社）  
 地域本部長（理事長） 様

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	印
	連絡先（電話）	— —

協賛承認申請書

次の事業（イベント等）について、協賛の承認を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

協賛金の申請額	金 _____ 円（備考： _____）		
事業名			
主催者名			
観光公社 会員加入内容	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 加入予定		
開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで		
開催場所			
事業目的			
事業概要			
参加予定団体 (他共催、後援等 団体)			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料（ _____ 円） <input type="checkbox"/> 無料	入場（来場） 予定者数	_____ 人
添付書類 (必須)	① 定款又は会則（別添のとおり） ② ポスター、チラシ等又はホームページ、機関紙等（別添のとおり）		

京丹観本第 号  
年 月 日

様

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社  
京丹後地域本部（京丹後市観光公社）

地域本部長（理事長）



後援(名義使用)・協力(不)承認決定通知書

(どちらかを○で囲む)

年 月 日付で申請のありました後援(名義使用)・協力につきまして、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

承認する

1 事業名	
2 主催者名	
3 開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
4 開催場所	
5 備考	<p>(1) 後援又は協力団体名は、「<u>海の京都 DMO 京丹後地域本部（京丹後市観光公社）</u>」又は「<u>京丹後市観光公社</u>」と記載及び公表してください。</p> <p>(2) 印刷物等を作成する場合は、事前に原稿を届け出てください。</p> <p>(3) 事業終了後、速やかに京丹後市観光公社に実績報告書を提出してください（報告書の様式は特に問いませんが、当日の写真等を添付してください）。</p>

承認しない

理由：

〈お問い合わせ先〉

(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社  
京丹後地域本部（京丹後市観光公社）

担当：

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

E-mail：info@kyotango.gr.jp

京丹観本第 号  
年 月 日

様

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社  
京丹後地域本部（京丹後市観光公社）

地域本部長（理事長）



協賛（不）承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました協賛につきまして、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

承認する

協賛金の額 金 円

1 事業名	
2 主催者名	
3 開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
4 開催場所	
5 備考	(1) <u>協賛団体名は、「海の京都 DMO 京丹後地域本部（京丹後市観光公社）」又は「京丹後市観光公社」と記載及び公表してください。</u> (2) 印刷物等を作成する場合は、事前に原稿を届け出てください。 (3) 事業終了後、速やかに京丹後市観光公社に実績報告書を提出してください（報告書の様式は特に問いませんが、当日の写真等を添付してください。）。

承認しない

理由：

〈お問い合わせ先〉

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社  
京丹後地域本部（京丹後市観光公社）

担当：

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

E-mail：info@kyotango.gr.jp

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社  
 京丹後地域本部（京丹後市観光公社）  
 地域本部長（理事長）様

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	印
	連絡先（電話）	— —

後援（名義使用）・協力・協賛実績報告書  
 （どれかを○で囲む）

年 月 日付けで後援（名義使用）・協力・協賛の承認を受けた事業（イベント等）が終了しましたので、以下のとおり報告します。

事業名			
主催者名			
開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分	から	年 月 日 午前・午後 時 分 まで
開催場所			
事業目的			
事業概要			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料（ 円） <input type="checkbox"/> 無料	入場（来場）者数	人
備考			